

給水装置工事の道路使用許可申請手続きの変更について

現在、道路の規制を伴う工事については、施工される業者のみなさまが作成された交通処理計画（交通規制図等）に基づき、水道事業より所轄警察署に道路使用許可申請を行っているところであります。（開発事業等に伴う水道施設工事については以前より開発者が申請していただいています。）

しかし今般、道路を使用される施工業者のみなさまのより一層の安全管理の充実と責任の明確化を図るため柏原警察署と協議を行った結果、下記のとおり**給水装置工事事業者のみなさまから道路使用許可申請**を行っていただくよう変更することとなりましたので、ご負担をおかけしますがご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

1. 対象工事 給水装置工事事業者が行う給水装置工事

2. 変更時期 平成24年4月1日以降の申込、申請受付分から

3. 注意事項 1) 申請書類の作成に当たっては、現場状況を十分に確認し、市担当者と協議して下さい。申請には手数料が必要となります。
2) 道路使用許可申請時に、道路法第32条第5項に基づく協議書等を添付する必要があるため、事前に市担当者から必要な書類を受け取り、添付の上申請をお願いします。
3) 道路使用許可証は、必ず市担当者にその写しを提出して下さい。また、道路使用許可証受領時に警察より交付される道路占用許可申請の回答書を市担当者に返却して下さい。
4) 道路占用許可申請及び法定外公共物占用許可申請については、従来どおり必要な申請書類を給水係に提出していただき、審査後に水道事業管理者が申請します。